

一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会

選 挙 規 程

2010年9月17日制定

2018年11月6日改訂

2023年11月15日改訂

第1章 総 則

(規程の制定)

第1条 この規程は、定款の定めにより制定する。

(規程の範囲)

第2条 この規程は、定款第23条（役員を選任）における理事及び監事の役員候補者選出選挙の大略を示し、細目は選挙規程取扱要領による。

(規程の変更)

第3条 この規程の変更は、理事会の承認を経なければならない。

(要領の制定と改廃)

第4条 この規定に従って、役員候補者選出選挙の執行管理に必要な要領は、選挙管理委員会において制定し又は改廃することができる。

(選挙の執行管理)

第5条 役員候補者選出選挙は、選挙管理委員会が執行管理する。

(選出される役員候補者の定員)

第6条 選出される役員候補者の定員は、理事会の決議によるものとする。

(選挙権と被選挙権)

第7条 選挙権を有する会員は、選挙告示の日から1ヵ月前までに会員としての資格を有することとなった個人又は団体とし、それぞれ1個の選挙権を有するものとする。

2. 被選挙権を有する会員は、選挙告示の日から1ヵ年前までに会員としての資格を有することとなった個人又は団体とする。

(候補者)

第8条 役員候補者選出選挙に立候補する者で、立候補時に理事又は監事である者は、自ら立候補することができる。立候補時に理事又は監事でない者は、理事又は監事のうち1名の推薦を受けて立候補することができる。

2. 役員候補者選出選挙に立候補する者で、役員任期が満了となる当該年度の定時総会終了時において通算理事在任期間が満10年を超えている者は、次年度役員候補者を選出する選挙に立候補することはできない。

(選挙の方法)

第9条 選挙は投票によって行なう。

2. 選挙管理委員会は、通常選挙にあつては退任する役員の任期満了までに選挙が終了するよう選挙期日を定め、これを有権者に通知すると共に、所定の投票用紙を送付しなければならない。

3. 投票者は、前項の投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載し、これを選挙管

理委員会へ投票終了日までに到着するように送付しなければならない（原則として投票終了日までの消印のあるものは有効とする）。

4. このほか選挙の方法に関する細目は選挙規程取扱要領による。

（投票の効力）

第 10 条 投票の効力は選挙規程取扱要領による。

（当選人の決定）

第 11 条 別段の定めのある場合を除いて、有効投票の得票数の多い順位によって当選人を決める。得票数が同一の場合は、選挙規程取扱要領によりその順位を決める。

2. 立候補者が定員と同数又は定員に満たないときは、全員選出されるものとする。

（当選の無効）

第 12 条 当選人が被選挙権者の資格を欠くに至った場合、またはやむを得ない事情により辞退を申し出た場合は、当選を無効とし、有効投票の得票数の多い順に定員を満たすまで当選者とする。

2. このほか当選の無効に関する細目は選挙規程取扱要領による。

（役員を選任）

第 13 条 当選人は定款第 13 条（権限）(3) に規定される総会での「理事及び監事の選任」決議により役員として選任されるものとする。選任されない場合、総会後の理事会においてその取扱いを協議するものとする。

2. 定款第 22 条（役員配置）4 にある「会長及び業務執行理事以外の理事」の選出に当たっては、その旨を理事会で承認を受けた後、他団体等の推薦を受けた者を選挙に代わり選出し、総会にて承認を受けるものとする。尚、この「会長及び業務執行理事以外の理事」は当協会の会員であるか否かは問わない。承認されない場合、総会後の理事会においてその取扱いを協議するものとする。

第 2 章 選挙管理委員会

（委員会の任務）

第 14 条 会長は役員候補者選挙を民主的かつ公正に執行管理するために、本部に理事会から独立した機関として選挙管理委員会を設置する。

（選挙管理委員会）

第 15 条 選挙管理委員会は、会長が会員の中から指名し、理事会の承認を得た 5 名の委員をもって組織する。

2. 委員の任期は 2 年とし、毎年 6 月から翌々年 5 月までとする。ただし補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、毎年委員の半数を改選するものとする。

3. 選挙管理委員会に委員長 1 名を置く。

4. 委員長は、委員の互選による。

5. 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理する。

6. 選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

7. 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決す

るところによる。

8. 委員がこの規程による選挙の候補者となったときは資格を失う。
9. 前項の場合、会長が委員会の運営上支障ありと認めたときは、選挙の候補者となった委員の人数以内で会員の中から会長が期間を定めて指名し、理事会の承認を経て臨時に委員を委嘱することができる。

(記録の保存)

第 16 条 選挙管理委員会は投票の記録を作成し、全投票とともにこれを当該選挙にかかる役員の任期間保存しなければならない。

第 3 章 役員候補者の選挙

(役員候補者の選挙)

第 17 条 役員候補者の選挙は、選挙権を有する会員による連記投票とする。

(届け出)

第 18 条 立候補の届出、及びその届出の受理と立候補者名簿の作成等については、選挙規程取扱要領による。

(欠員の補充)

第 19 条 役員に欠員が生じたときの補充については、理事会においてその取扱いを協議するものとする。

(任期に満たない役員の選出)

第 20 条 定款第 26 条にある役員の任期につき、定められた任期に満たない役員を選出する場合には、予めその旨を理事会にて決議を受けた上、当該役員候補者の選挙を規程に基づき行うものとする。

第 4 章 補 則

(その他)

第 21 条 役員選挙に関するその他の細目については、理事会にて協議するものとする。

(施行)

第 22 条 この規程は、2010 年 9 月 17 日よりこれを施行する。